

青森県報

号外第三号

平成十七年
一月十四日
(金曜日)

目 次

訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……
 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……

教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) ……

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第

七号)の一部を次のように改正する。
別表中

職員が結婚する場合に与えられる休暇

職員の勤務時間、休日及び休暇の適用による

一日又は半日(勤務時間)が正職員(勤務時間)にあつては一日

職員が結婚する場合に与えられる休暇

職員の勤務時間、休日及び休暇の適用による

に、を

女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇

五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二日を超えては、切り捨てた日数とする。

一日又は半日(勤務時間)が正職員(勤務時間)にあつては一日

小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかつたその子の世話を行うことが相当であるため勤務しなれないことが認められる場合)に与えられる休暇

五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二日を超えては、切り捨てた日数とする。

一日又は半日(勤務時間)が正職員(勤務時間)にあつては一日

職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇

職員の勤務時間、休日及び休暇の適用による。

一日又は半日(勤務時間)が正職員(勤務時間)にあつては一日

女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇

一日又は半日(勤務時間)が正職員(勤務時間)にあつては一日

職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日

当該期間内に当該任用期間の月数を乗じ、十二日を超えては、切り捨てた日数(勤務時間)

一日又は半日(勤務時間)が正職員(勤務時間)にあつては一日

に、

<p>職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかった)その他のため勤務しなかつたことが相当であると認められる場合に与えられる休暇</p>	<p>までの期間にある場合又は小さい子どもの始期に達するまでの間、当該職員の勤務しなかつた期間を、当該職員の勤務しなかつた期間に充てるものとする。</p>
<p>職員の勤務時間、休暇の適用を受ける職員の間、例による。</p>	<p>五日に当該任用期間に於て、十日を超す期間に於ては、その超過する期間を別に算する。但し、当該任用期間に於て、十日を超す期間に於ては、その超過する期間を別に算する。但し、当該任用期間に於て、十日を超す期間に於ては、その超過する期間を別に算する。</p>	<p>間、当該職員の勤務しなかつた期間を、当該職員の勤務しなかつた期間に充てるものとする。</p>
<p>一日又は半日(勤務時間又は一時間)又は一時間</p>	<p>一日又は半日(勤務時間又は一時間)又は一時間</p>	<p>一日又は半日(勤務時間又は一時間)又は一時間</p>

一の年(一月一日から十二月三十一日まで)の七月からおける一日

を

一の年(一月一日から十二月三十一日まで)の七月からおける一日

に改め、同表の備考一中「年次休暇」

の下に「並びに職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇及び小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかった)その他の世話をを行うことをいう。」のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第二号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年一月十四日

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三号様子の共の廿「第12条第1号」を「第12条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同条第1項第2号」に、「同条第3号」を「同条第1項第3号」に、「同条第4号」を「同条第1項第4号」に、「同条第5号」を「同条第1項第5号」に、「同条第6号」を「同条第1項第6号」に、「同条第7号」を「同条第1項第7号」に、「同条第8号」を「同条第1項第8号」に、「同条第9号」を「同条第1項第9号」に、「同条第10号」を「同条第1項第10号」に、「同条第11号」を「同条第1項第11号」に、「同条第12号」を「同条第1項第12号」に、「同条第13号」を「同条第1項第13号の休暇、(育参...同条第1項第14号)に、「同条第14号」を「同条第1項第15号」に、「同条第15号」を「同条第1項第16号」に、「同条第16号」を「同条第1項第17号」に、「同条第17号」を「同条第1項第18号」に、「同条第18号」を「同条第1項第19号」に、「同条第19号」を「同条第1項第20号」に、「同条第20号」を「同条第1項第21号」に、「同条第21号」を「同条第1項第22号」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年一月十四日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「非常勤職員は」を「非常勤職員等は」に改める。
別表中

職員が結婚する場合に与えられる休暇
人事委員会規則一（職員の日及び勤務時間の適用を受ける職員に適用される）
一日又は半日（勤務時間が正午を境として、一日）

職員が結婚する場合に与えられる休暇
人事委員会規則一（職員の日及び勤務時間の適用を受ける職員に適用される）
一日又は半日（勤務時間が正午を境として、一日）

<p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p> <p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p> <p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p>	<p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p> <p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p> <p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p>	<p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p> <p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p> <p>女子職員が勤務する日におき、著しく困難と認められる場合、</p>
---	---	---

を

<p>えら当し。行そ疾へ、養子の期小 られでな)うの病負そ育を子に学 れるあいのこに傷のす含(配す就 る場ととめをせか、の職)偶る学 休合ととめをせか、の職)偶る学 暇に認が勤い話つ又看員)者まの 与め相務うをたは護がをの始</p>	<p>れるあいのれす含の期小産お間す後ら週あ胎日てす職 るととことめ(職)妻のる字に学にい(当間に八当間つ妊のそ 休きととめ(職)妻のる字に学にい(当間に八当間つ妊のそ 暇に認が勤い話つ又看員)者まの 与め相務うをたは護がをの始</p>
<p>数時げはあ時当た該はな正日十間五 を間た、る間該り職、い職数二の 乗で時こ場未勤の員四職員(で月 じ除間れ合満務勤の十員の勤除数当 てし)をにの時務一時に例務しを該 得てを切あ端間時週間あに時乗任 た得四りつ数に間間につら 時た十上てが(一)当</p>	<p>る端又た、期時た十上てが(一)当 数は一問二の数を間た、る間該り職、 切間)除数当じ除間れ合満務勤の十 しを該てし)をにの時務一時に例務し 捨満一乗任得てを切あ端間時週間あ の日得じ用た得四りつ数に間間につ</p>

る。

日に間一
又あよが時、
はつら正間、
一てな職(半
時はい員動、
間)一員例時
は

<p>に</p>	<p>のから一 一の年(一 の七で十二 月間かを二 内から九月 にお月十一 けま</p>	<p>職員が親族の喪 に服する場合に 与えらるる場合 に</p>
<p>に</p>	<p>は一日又 一員に間が は、例時半 一員にあよ 日)つら正 てな職(間)</p>	<p>は、一員に間が は、例時半 一員にあよ 日)つら正 てな職(間)</p>
<p>に</p>	<p>に改め、同表の備考一中「年次休暇」の</p>	<p>に改め、同表の備考一中「年次休暇」の</p>
<p>この訓令は、公表の日から施行する。</p>	<p>下に「並びに職員の妻が産産する場合であつてその産産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該産産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該産産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)(を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇及び小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)(を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うこと)をいう。)(のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇」を加える。</p>	<p>に改め、同表の備考一中「年次休暇」の</p>

附 則

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二百十五円一銭